(６ページ目)

４、高齢障害者のかたの利用者負担軽減制度が始まりました。

65歳になるまでに５年以上、特定の障害福祉サービスの支給決定を受けていたかたで一定の要件を満たす場合は、申請をすれば、介護保険移行後に利用した、相当する介護保険サービスの利用者負担が償還されます。

特定の障害福祉サービスとは、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所です。

相当する介護保険サービスとは、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、 短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護です。

償還の流れ

１、６５歳に達するまえに、５年以上、対象の障害福祉サービスを利用

対象の障害福祉サービスとは、ホームヘルプ（居宅介護、重度訪問介護）、デイサービス（生活介護）、ショートステイ（短期入所）です。

２、介護保険へ移行

３、対象の介護保険サービスを利用

対象の介護保険サービスとは、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、 短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護です。

４、利用者負担を事業所等に支払

５、利用者負担の償還

償還を受けるには、事前に市町村障害福祉担当課への申請書の提出が必要です。要件に該当することを申告し、市町村から決定を受ける必要があります。

具体的な対象の条件は次のページに記載しています。